

○久留米市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則

平成20年3月31日
久留米市規則第73号

(趣旨)

第1条 この規則は、久留米市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成19年久留米市条例第63号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(産業廃棄物処理施設)

第2条 条例第2条第2項第2号の規則で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第2条第4号又は第10号に規定する産業廃棄物の脱水施設であって、1日当たりの処理能力が10トンを超えるもの
- (2) 政令第2条第4号又は第10号に規定する産業廃棄物の乾燥施設であって、1日当たりの処理能力が10トン(天日乾燥施設にあつては、100トン)を超えるもの
- (3) 政令第2条第7号に規定する産業廃棄物の破砕施設であって、1日当たりの処理能力が5トンを超えるもの
- (4) 汚泥又は政令第2条第2号若しくは第4号に規定する産業廃棄物の発酵施設であって、1日当たりの処理能力が5トンを超えるもの

(施設の変更)

第3条 条例第2条第3項の規則で定める変更は、次のとおりとする。

- (1) 条例第2条第2項第1号に規定する産業廃棄物処理施設(政令第7条第9号から第13号まで及び第14号に規定するものを除く。)及び前条各号に規定する施設にあつては、それぞれ当該各号に定める処理能力の規模の下限を超える増大を伴う変更
- (2) 条例第2条第2項第1号に規定する産業廃棄物処理施設のうち政令第7条第9号から第13号まで及び第14号に規定するものにあつては、処理能力の10パーセント以上の増大を伴う変更
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第14条第6項又は法第14条の4第6項に規定する処分業の許可を受けた者が、第19条第1号に規定する産業廃棄物処理施設を使用して同号に規定する産業廃棄物以外の産業廃棄物の処理を行おうとすることによる、当該産業廃棄物処理施設の用途の変更

(周辺住民)

第4条 条例第2条第7項の規則で定める者は、同条第6項の指定地域内に事務所又は事業場を有する個人又は法人とする。

(調査計画届及び環境調査書)

第5条 条例第5条第1項に規定する調査計画届は、第1号様式によるものとする。

2 前項の調査計画届には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

- (1) 当該施設の位置を明らかにする図面
- (2) 付近の見取図

3 条例第5条第2項に規定する環境調査書は、最終処分場にあつては第2号様式、最終処分場以外の施設にあつては第3号様式によるものとする。

4 前項の環境調査書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 当該施設の位置を明らかにする図面
- (2) 付近の見取図
- (3) 施設の配置図
- (4) 施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
- (5) 最終処分場にあつては、次に掲げる書類及び図面
 - ア 周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする図面
 - イ 埋立処分の計画を記載した書類
- (6) 最終処分場以外の施設にあつては、処理工程図
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める書類及び図面

(地域指定基準)

第6条 条例第6条第1項の規定により環境調査書に係る指定地域を定める際の地域指定基準は、次のとおりとする。

- (1) 政令第7条第3号、第5号、第8号又は第13号の2に規定する産業廃棄物処理施設にあっては、おおむね当該施設内に設置される煙突その他の施設(産業廃棄物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物を大気中に排出するために設けられた施設をいう。)から別表に掲げる方法により算出されたいおう酸化物の最大着地濃度の出現距離以内の地域とし、地形等を勘案して定める。
 - (2) 政令第7条第7号若しくは第8号の2に規定する産業廃棄物処理施設又は第2条第3号若しくは第4号に規定する産業廃棄物処理施設にあっては、当該施設内に設置される産業廃棄物を破碎するための施設からおおむね300メートル以内の地域とし、地形等を勘案して定める。
 - (3) 政令第7条第14号ロに規定する産業廃棄物処理施設にあっては、埋め立てる産業廃棄物の流出を防止するために設置される擁壁又はえん堤等(次号において「擁壁等」という。)のうち最も高度の低い位置からおおむね3キロメートル以内の地域とし、地形等を勘案して定める。
 - (4) 政令第7条第14号ハに規定する産業廃棄物処理施設にあっては、擁壁等のうち最も高度の低い位置からおおむね3キロメートル以内の地域及び当該処理施設の排水が排出される公共用水域(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定する公共用水域をいう。)における低水流量(年間を通じて275日は、これを下回らない程度の流量をいう。)が排水量の100倍となる地点に至るまでの当該水域の周辺の地域とし、地形等を勘案して定める。
 - (5) 条例第2条第2項に規定する産業廃棄物処理施設のうち前各号に規定する産業廃棄物処理施設を除く産業廃棄物処理施設にあっては、市長が別に定める。
- 2 市長は、前項各号に規定する地域のほか、地形及び処理施設への搬入路の状況等を勘案し、条例第5条第2項の規定により提出された環境調査書に基づき、必要な地域を指定することができる。

(告示及び閲覧の方法等)

第7条 条例第7条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
 - (2) 施設の種類及び処理能力
 - (3) 設置場所
 - (4) 閲覧の期間
- 2 条例第7条第1項の規定による環境調査書の閲覧の場所は、環境部廃棄物指導課とする。
- 3 条例第7条第3項の規則で定める方法は、次のとおりとする。
- (1) 関係地域内での掲示板への掲示
 - (2) 日刊新聞への掲載
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める方法
- 4 条例第7条第3項の規則で定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
 - (2) 施設の種類及び処理能力
 - (3) 処理する産業廃棄物の種類
 - (4) 設置場所
 - (5) 閲覧の期間
 - (6) 説明会の場所及び日時

(説明会)

第8条 設置者は、条例第8条第1項に規定する説明会を行うに当たっては、環境調査書の概要を記載した書類及び図面を配布するとともに、環境調査書の内容を具体的かつ平易に説明するよう努めなければならない。

(実施状況の報告書)

第9条 条例第9条に規定する報告は、説明会等実施状況報告書(第4号様式)によるものとする。

2 前項の報告書には、説明会において配布した書類及び図面を添付しなければならない。

(意見書記載事項)

第10条 条例第10条第1項に規定する意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 設置者の氏名又は名称
- (3) 施設の種類
- (4) 施設の設置場所
- (5) 意見

(見解書)

第11条 [条例第11条第1項](#)に規定する見解書は、[第5号様式](#)によるものとする。

(見解書の周知状況の報告)

第12条 [条例第11条第3項](#)に規定する報告は、見解書周知状況報告書([第6号様式](#))によるものとする。

2 [前項](#)の報告書には、見解書の周知に当たって配布した書類及び図面を添付しなければならない。

(変更の届出)

第13条 [条例第14条第1項](#)の規定による届出は、調査計画の変更にあつては調査計画変更届([第7号様式](#))、環境調査の変更にあつては環境調査変更届([第8号様式](#))によるものとする。

2 [前項](#)の届出を行う場合において、調査計画変更届にあつては[第5条第2項各号](#)に掲げる図面、環境調査書にあつては[同条第4項各号](#)に掲げる書類及び図面のうち、当該変更に係るものを添付しなければならない。

3 [条例第14条第2項ただし書](#)の規則で定める変更は、次のとおりとする。

(1) 主要な設備の変更を伴わず、かつ、処理能力の10パーセント以上の増大を伴わない変更

(2) [前号](#)に定めるもののほか、公害防止設備の改善その他生活環境の保全上の見地から支障がないと認められる変更

(事業計画廃止届)

第14条 [条例第15条第1項](#)の規定による届出は、事業計画廃止届([第9号様式](#))によるものとする。

(代表者の選定)

第15条 [条例第16条第1項](#)のあつせんの申請に係る当事者が多数である場合においては、当該当事者は、そのうちから1人若しくは数人の代表者を選定し、又はこれを変更することができる。

2 代表者は、各自、他の当事者のために、あつせんの申請の取下げを除き、あつせんの申請等に係る一切の行為をすることができる。

3 代表者が選定されたときは、当事者は、代表者を通じてのみ[前項](#)の行為をすることができる。

4 [第1項](#)の規定による代表者の選定及びその変更は、書面をもって証明しなければならない。

(あつせん申請書)

第16条 [条例第16条第1項](#)に規定するあつせんの申請は、あつせん申請書([第10号様式](#))によるものとする。

2 [前項](#)のあつせん申請書には、[前条第1項](#)の代表者を選定した場合においては、[同条第4項](#)の書面を添付しなければならない。

(あつせんの決定の通知)

第17条 市長は、[条例第16条第2項](#)の規定によりあつせんを行うことを決定したときは、その旨を当事者に通知するものとする。

(特例法人)

第18条 [条例第21条](#)の規則で定める法人は、次に掲げる者とする。

(1) 日本下水道事業団

(2) 財団法人福岡県環境保全公社

(適用除外)

第19条 [条例第22条第3号](#)の規則で定める産業廃棄物処理施設は、次のとおりとする。

(1) 産業廃棄物を排出する者が当該産業廃棄物を自ら処理するために設置する産業廃棄物処理施設であつて、当該産業廃棄物を排出する工場又は事業場の敷地内に設置するもの

(2) 法第15条の4の4第1項の規定に基づき環境大臣の認定を受けて設置する産業廃棄物処理施設(無害化処理の用に供する施設において無害化処理を行う場合に限る。)

(書類等の提出部数)

第20条 [条例](#)及び[この規則](#)の規定により市長に提出する書類の提出部数は、正本1部副本1部とする。

附 則

[この規則](#)は、平成20年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

サットンの拡散式による最大着地濃度出現距離の計算式

区分	計算式
サットンの拡散式	$C(x, y) = \frac{2Q}{\pi \cdot C_y \cdot C_z \cdot U \cdot x^{2-n}} \exp \left\{ -\frac{1}{x^{2-n}} \left(-\frac{y^2}{C_y^2} + \frac{H_e^2}{C_z^2} \right) \right\}$

最大着地濃度の出現距離
(風下方向) (m)

$$X_{\max} = \left(\frac{He}{Cz} \right)^{\frac{2}{2-n}}$$

備考 この表に掲げる式において、 $C(x, y)$ 、 C_y 、 C_z 、 n 、 Q 、 U 、 x 、 y 、 He 、 X_{\max} は、それぞれ次の値を表すものとする。

$C(x, y)$ x 、 y 地点における地表濃度 (m^3/m^3)

C_y 、 C_z 水平方向及び鉛直方向の拡散パラメーター

n 大気安定度のパラメーター

Q 排出物質量

U 風速

x 風下方向の煙突からの距離 (m)

y x 地点から風向に対して直角の水平方向の距離 (m)

He 大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)第3条第2項に規定する方法により補正された排出口の高さ (m)

X_{\max} 最大着地濃度の出現距離(風下方向) (m)

[第1号様式\(第5条関係\)](#)

第1号様式(第5条関係)

調 査 計 画 届

年 月 日

久留米市長 あて

届出者 住 所
氏 名

㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

久留米市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第5条第1項の規定により、調査計画届を提出します。

施 設 の 概 要	施 設 の 種 類	
	当該施設において処理する産業廃棄物の種類	
	処 理 能 力	
	処理方式、構造及び施設の概要	
設 置 場 所		
調 査 の 概 要	大気汚染 水質汚濁 土壌汚染 騒音 振動 悪臭 その他()	

注 調査を実施する事項を○で囲むこと。

第2号様式(第5条関係)

環 境 調 査 書(最終処分場用)

年 月 日

久留米市長 あて

提出者 住 所

氏 名



(法人にあっては、主たる事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名)

久留米市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第5条第2項の規定により、環境調査書を提出します。

施設の種類及び当該施設において処理する産業廃棄物の種類	
設 置 場 所	
処 理 能 力	
調査計画届に基づく各調査事項における調査項目、調査方法、調査結果、調査結果に基づく環境予測及び評価(水質汚濁、大気汚染、騒音、振動、悪臭)	
調査計画届に基づく各調査事項における調査結果に基づく措置及び期待される効果	
施設の概要(処理方式、構造及び設備の概要、維持管理の概要)	

注 上記各欄には概要を記載するものとし、詳細については別紙に記載すること。

別紙

1 最終処分場の種類

安定型・管理型・遮断型	陸上埋立・海面埋立
-------------	-----------

2 当該施設で処理する産業廃棄物の種類

処理する産業廃棄物の種類(有害・無害の別)	月間取扱予定最大量 ($m^3 \cdot t/月$)	排出予定事業者 (住所、氏名、排出施設名)
(有害・無害)	($m^3 \cdot t/月$)	
(有害・無害)	($m^3 \cdot t/月$)	
(有害・無害)	($m^3 \cdot t/月$)	
(有害・無害)	($m^3 \cdot t/月$)	
(有害・無害)	($m^3 \cdot t/月$)	
(有害・無害)	($m^3 \cdot t/月$)	
(有害・無害)	($m^3 \cdot t/月$)	

3 最終処分場の設置場所

所在地	
土地所有者(住所・氏名)	
自己所有でない場合	使用承諾の予定・賃貸借の予定・購入の予定 その他()
敷地面積	
地目	
都市計画上の指定区分	

4 最終処分場の能力

埋立面積	m ²	埋立能力	m ³
------	----------------	------	----------------

5 環境調査

(1) 水質関係

ア 放流先の状況

側溝、河川等の名称		
水 量	調査方法	
	調査結果	
水 質	調査方法	
	調査結果	

注 側溝、利水状況については、名称・状況を記載するとともに根拠等を記入すること。

イ 水質汚濁

調 査 項 目	
調 査 方 法	
調 査 結 果	
調査結果に基づく 環境予測及び評価	

ウ 地下水の状況

調 査 項 目	水位・水質・流向
調 査 方 法	
調 査 結 果	

エ 飲料水の使用状況

水道施設の種 類及び位置	
井戸の利用状況	

(2) 騒音

調査項目	
調査方法	
調査結果	
調査結果に基づく環境 予測及び評価	

(3) 振動

調査項目	
調査方法	
調査結果	
調査結果に基づく環境 予測及び評価	

(4) 悪臭

調査項目	
調査方法	
調査結果	
調査結果に基づく環境 予測及び評価	

(5) 地形及び地質(地滑り等の調査を含む。)

ア 地形及び地質調査

調 査 方 法	
地 形 測 量 結 果	
地 質 分 布 状 況	
地盤の成層状況及び 軟弱層の有無	
帯水層及び 不透水層	位 置 規 模 厚 さ 透 水 性
土質の物理的・ 力学的性質	
地 盤 沈 下	
地 盤 支 持 力	

イ 地滑り等の調査

調 査 項 目	調 査 方 法	調 査 結 果
自然斜面における地滑り等の発生の有無		
土地の形質の変更を行う傾斜地の範囲		

(6) 気象

調 査 項 目	調 査 方 法	調 査 結 果
降 雨 量		
風 向 風 速 等		

(7) 使用道路状況

調査項目		調査方法	調査結果
使用道路	位置		
	名称		
	幅員		
	舗装状況		
歩道の有無			
交通安全施設等の有無			

(8) 文化財

調査項目	調査方法	調査結果
文化財の分布状況		
文化財の保存状況		

(9) 景観

調査項目	調査方法	調査結果
景観展望地点の位置		
同地点の利用状況		

(10) 施設位置に係る関係法令等の規制内容及び土地利用状況

ア 関係法令等の規制内容

関係法令	規制内容等	確認方法	規制に対する対応
水質汚濁防止法			
大気汚染防止法			
騒音規制法			
振動規制法			
悪臭防止法			
福岡県公害防止等 生活環境の保全に 関する条例			
自然環境保全法			
福岡県環境保全に 関する条例			
国土利用計画法			
都市計画法			
建築基準法			
国有財産法 (里道・水路等)			
宅地造成等規制法			
公有水面埋立法			
文化財保護法			
採石法			
砂利採取法			
農地法			
農業振興地域の 整備に関する法律			
土地改良法			
森林法			
消防法			
自然公園法			
福岡県立自然公園 条例			
都市公園法			
河川法			
砂防法			

地すべり防止法			
急傾斜の崩壊による 災害の防止に関する 法 律			
漁港漁場整備法			
その他の法律 ()			

注 関係機関に十分協議して確認し、確認方法欄に関係機関名を記入すること。また、
他法令についても十分調査し、その他の法律欄に記入すること。

イ 土地利用状況(計画地周辺の土地利用)

付近の土地利用状況	
付近住宅等との関係	
県市の土地利用計画	
農業、林業及び漁業の 状 況	
宅地開発予定区域の 位 置、規 模	
学校、保育園、病院、 老人ホーム、公園等の 位 置	

6 環境調査結果に基づく環境保全のための措置及び期待される効果

項 目	措 置 内 容	期 待 さ れ る 効 果
水 質 関 係		
大 気 関 係		
騒 音 関 係		
振 動 関 係		
悪 臭 関 係		

地形及び地質関係		
防 災 関 係		
使用道路関係		
文化財関係		
景 観 関 係		
そ の 他		

7 最終処分場の構造及び設備の概要

	洗車設備の有無	有・無	雨水調整池の有無	有・無
安定型・ 管理型・ 遮断型 共通	立入防止の囲い			
	立 札 (表 示)			
	地盤の地滑り防止措置			
	設備等の沈下防止措置			
	悪臭・衛生害虫防止措置			
	防 火 設 備			
	地表水流入防止のための <small>きよ</small> 開渠その他の措置			
安定型について	廃棄物の飛散・流出防止 のための措置			
	埋立地内の雨水等の措置			

管理型について	浸出液による地下水等の汚染防止措置	遮水工	
		集水施設	
		浸出液処理施設	
遮断型について	外周仕切設備		
	内部仕切設備		
	雨水流入防止のための きよ開渠その他の施設		
排水処理の概要	処理原水の水量及び水質		
	処理方法		
	処理能力		
	放流水の水量及び水質		
	放流先への影響		

8 維持管理等の概要

維持管理の	搬入物のチェック及び搬入量の把握方法等			
	受入時間			
	従業員の配置体制	配置従業員数	人	
		現場責任者	職名	
氏名				
技術管理者 (法に定められた場合に限る。)	職名			
		氏名		

概要	埋立方法	
	水質検査 (項目、頻度)	
計画埋立期間		年間
跡地利用計画		
設計者(社名)		
予定施工者(社名)		

第3号様式(第5条関係)

環 境 調 査 書(最終処分場以外の施設用)

年 月 日

久留米市長 あて

提出者 住 所

氏 名



〔法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

久留米市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第5条第2項の規定により、環境調査書を提出します。

施設の種類及び当該施設において処理する産業廃棄物の種類	
設 置 場 所	
処 理 能 力	
調査計画届に基づく各調査事項における調査項目、調査方法、調査結果、調査結果に基づく環境予測及び評価(水質汚濁、大気汚染、騒音、振動、悪臭)	
調査計画届に基づく各調査事項における調査結果に基づく措置及び期待される効果	
施設の概要(処理方式、構造及び設備の概要、維持管理の概要)	

注 上記各欄には概要を記載するものとし、詳細については別紙に記載すること。

別紙

1 処理施設の種類

処 理 施 設 の 種 類	
---------------	--

2 当該施設で処理する産業廃棄物の種類

処理する産業廃棄物の種類(有害・無害の別)	月間取扱予定最大量 ($m^3 \cdot t/月$)	排 出 予 定 事 業 者 (住所、氏名、排出施設名)
(有害・無害)	($m^3 \cdot t/月$)	
(有害・無害)	($m^3 \cdot t/月$)	
(有害・無害)	($m^3 \cdot t/月$)	
(有害・無害)	($m^3 \cdot t/月$)	
(有害・無害)	($m^3 \cdot t/月$)	
(有害・無害)	($m^3 \cdot t/月$)	
(有害・無害)	($m^3 \cdot t/月$)	
(有害・無害)	($m^3 \cdot t/月$)	
(有害・無害)	($m^3 \cdot t/月$)	
(有害・無害)	($m^3 \cdot t/月$)	

3 処理施設の設置場所

所 在 地	
土地所有者(住所・氏名)	
自己所有でない場合	使用承諾の予定・賃貸借の予定・購入の予定 その他()
敷 地 面 積	
地 目	
都市計画上の指定区分	

4 処理施設の処理能力

処理能力	($m^3 \cdot t / 日 \times$ 基)	稼働時間	時/日
	($m^3 \cdot t / 月$)		日/月

5 環境調査

(1) 水質関係

ア 放流先の状況

側溝、河川等の名称		
水量	調査方法	
	調査結果	
水質	調査方法	
	調査結果	

注 側溝、利水状況については、名称・状況を記載するとともに根拠等を記入すること。

イ 水質汚濁

調査項目	
調査方法	
調査結果	
調査結果に基づく 環境予測及び評価	

ウ 飲料水の使用状況

水道施設の種類及び位置	
井戸の利用状況	

(2) 大気

調査項目	
調査方法	
調査結果	
調査結果に基づく 環境予測及び評価	

(3) 騒音

調査項目	
調査方法	
調査結果	
調査結果に基づく 環境予測及び評価	

(4) 振動

調査項目	
調査方法	

調 査 結 果	
調査結果に基づく 環境予測及び評価	

(5) 悪臭

調 査 項 目	
調 査 方 法	
調 査 結 果	
調査結果に基づく 環境予測及び評価	

(6) 気象

調 査 項 目	調 査 方 法	調 査 結 果
風 向 風 速 等		

(7) 使用道路状況

調 査 項 目		調 査 方 法	調 査 結 果
使用道路	位 置		
	名 称		
	幅 員		
	舗 装 状 況		
歩 道 の 有 無			
交通安全施設等の有無			

(8) 文化財

調査項目	調査方法	調査結果
文化財の分布状況		
文化財の保存状況		

(9) 景観

調査項目	調査方法	調査結果
景観展望地点の位置		
同地点の利用状況		

(10) 施設位置に係る関係法令等の規制内容及び土地利用状況

ア 関係法令等の規制内容

関係法令	規制内容等	確認方法	規制に対する対応
水質汚濁防止法			
大気汚染防止法			
騒音規制法			
振動規制法			
悪臭防止法			
福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例			
自然環境保全法			
福岡県環境保全に関する条例			
国土利用計画法			
都市計画法			
建築基準法			

国有財産法(里道・水路等)			
宅地造成等規制法			
公有水面埋立法			
文化財保護法			
採石法			
砂利採取法			
農地法			
農業振興地域の整備に関する法律			
土地改良法			
森林法			
消防法			
自然公園法			
福岡県立自然公園条例			
都市公園法			
河川法			
砂防法			
地すべり防止法			
急傾斜の崩壊による災害の防止に関する法律			
漁港漁場整備法			
その他の法律 ()			

注 関係機関に十分協議して確認し、確認方法欄に関係機関名を記入すること。また、他法令についても十分調査し、その他の法律欄に記入すること。

イ 土地利用状況(計画地周辺の土地利用)

付近の土地利用状況	
付近住宅等との関係	
県市の土地利用計画	
農業、林業及び漁業の状況	
宅地開発予定区域の位置、規模	
学校、保育園、病院、老人ホーム、公園等の位置	

6 環境調査結果に基づく環境保全のための措置及び期待される効果

項目	措置内容	期待される効果
水質関係		
大気関係		
騒音関係		
振動関係		
悪臭関係		
地形及び地質関係		
防災関係		
使用道路関係		
文化財関係		
景観関係		
その他		

7 処理施設の処理方法、構造及び設備の概要

処理方式(方法)				
構造及び設備の概要	中間処理施設	別添書類・図面のとおり		
	保管施設		処理前廃棄物用	処理後廃棄物用
		管理方法		
		構造等	上屋(有・無) 路床 囲い	上屋(有・無) 路床 囲い
		保管面積	m ²	m ²
		保管容量	m ³	m ³
中間処理後物の処分方法等	種類			
	処分方法等			
	処分先の名称			
	処分先の所在地			
	処分先の許可番号			

維持管理の概要	搬入物のチェック及び搬入量の把握方法等			
	施設稼働時間	時から 時まで		
	従業員の配置体制	配置従業員数	人	
		現場責任者	職名 氏名	
技術管理者 (法に定められた場合に限る。)		職名 氏名		
設計者(社名)				
予定施工者(社名)				

第4号様式(第9条関係)

説明会等実施状況報告書

年 月 日

久留米市長 あて

報告者 住 所
氏 名



〔法人にあっては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

久留米市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第9条の規定により、説明会等の実施状況について、次のとおり報告します。

環境調査書提出年月日	年 月 日	
施設 の 設置 場 所		
説明会に関する事項	開 催 日 時	
	開 催 場 所	
	対 象 地 域	
	対象地域内戸数	
	出 席 者 数	
	経 過 及 び 概 要	
条例第8条第4項の規定による説明会以外の周知の方法を用いた場合にあっては、その実施状況		

添付書類

- 1 説明会において配布した書類及び図面
- 2 説明会以外の方法で周知を図ったときは、その事実を証する書類及び図面

第5号様式(第11条関係)

見 解 書

年 月 日

久留米市長 あて

提出者 住 所
氏 名



〔法人にあっては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

久留米市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第11条第1項の規定により、見解書を提出します。

意見の要旨	(意見書整理番号 第 号)
意見に対する見解	

第6号様式(第12条関係)

見解書周知状況報告書

年 月 日

久留米市長 あて

報告者 住 所
氏 名



〔法人にあっては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

久留米市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第11条第3項の規定により、見解書の周知の実施状況を報告します。

環境調査書提出年月日		年 月 日
施設の設置場所		
周知に関する事項	周知時期	
	周知方法	
	対象地域 (説明会の場合は開催場所)	
	その他 (説明会の場合は参加人数)	
	周知(説明会)の内容及び意見の集約並びに今後の対応	

添付書類

周知に当たって配布した書類及び図面

[第7号様式\(第13条関係\)](#)

第7号様式(第13条関係)

調査計画変更届

年 月 日

久留米市長 あて

届出者 住 所
氏 名



(法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

調査計画届の内容を変更したいので、久留米市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の
予防及び調整に関する条例第14条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

調査計画届提出年月日	年 月 日	
施設の設置場所		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後

[第8号様式\(第13条関係\)](#)

第8号様式(第13条関係)

環境調査変更届

年 月 日

久留米市長 あて

届出者 住 所
氏 名



〔法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

環境調査書の内容を変更したいので、久留米市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の
予防及び調整に関する条例第14条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

環境調査書提出年月日	年 月 日	
施設の設置場所		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後

[第9号様式\(第14条関係\)](#)

第9号様式(第14条関係)

事業計画廃止届

年 月 日

久留米市長 あて

届出者 住 所
氏 名



〔法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

事業計画を廃止したので、久留米市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第15条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

調査計画届提出年月日	年 月 日
環境調査書提出年月日	年 月 日
施設の設置場所	
施設の種類	
事業計画の廃止年月日	年 月 日

[第10号様式\(第16条関係\)](#)

第10号様式(第16条関係)

あっせん申請書

年 月 日

久留米市長 あて

申請者 住 所
氏 名



〔法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

久留米市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第16条第1項の規定により、あっせんの申請をします。

施 設 の 種 類		
施 設 の 設 置 場 所		
紛争の相手方氏名又は 名 称 及 び 住 所		
あっせんを申請 す る 理 由	条例第16条第1項 第1号に該当	環境調査書説明会開催日 年 月 日 意見書提出期限 年 月 日
	条例第16条第1項 第2号に該当	見解書の説明会等周知 年 月 日
あっせんの申請に至る ま で の 経 過		